

## 単 価 契 約 書 (案)

富山県（以下「発注者」という。）と (以下「受注者」という。) と  
は、富山県が保有する除雪機械の整備に関して、次の条項により、契約を締結する。

(契約の内容)

第1条 この契約の内容は仕様書及び次のとおりとする。

- (1) 品名及び品質 別紙内訳書のとおり
- (2) 単 価 別紙内訳書のとおり
- (3) 契 約 期 間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 納 入 場 所 県指定場所
- (5) 契 約 保 証 金 金 円

(納入方法)

第2条 受注者は、前条第3号の契約期間中、発注者の発注あるごとに、その都度指定する期日までに整備を完了し、物品を納入するものとする。この場合、受注者は、直ちに完了届をもってその旨を発注者に通知するものとする。

(検査)

第3条 発注者は、前条の通知を受けたときは、検査を行う。

- 2 第1項の検査に合格しないときは、受注者は、発注者の指定する期日までに整備を完了するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。
- 3 検査に合格したときは、発注者は、現品を受領する。
- 4 検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又はき損したものの損失は、すべて受注者の負担とする。

(危険負担)

第4条 前条第3項の受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第5条 発注者は、除雪機械の整備に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、発注者は、同行に規定する履行の追加の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において代金の減額の割合は引渡しの日を基準とする。
- 4 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）、損害

賠償請求及び契約の解除は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることができない。

- 5 発注者が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

(代金支払)

第6条 受注者は、毎月10日までに前月中に検査に合格した分をとりまとめたうえ、発注者の確認を得てその代金の支払を発注者に請求するものとし、発注者は、受注者からの支払請求書を受理してから30日以内に代金を支払うものとする。

(履行遅滞)

第7条 受注者が発注者の指定する日までに納入しない場合は、発注者は、特に遅滞料を徴収して延期を承認することができる。この場合の遅滞料は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ売買代金（延滞物品の数量に第1条第2号の単価を乗じた額）につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した金額とし、売買代金支払の際に売買代金から控除するものとする。

- 2 天災地変等その他受注者の責めに帰することができない理由により、発注者がやむを得ないと認めるとき、又は、発注者の都合により納入期日が遅れたときは、遅滞料を徴収しないものとする。

(事情変更)

第8条 発注者は、必要があるときは、整備の内容を変更させることができるものとする。

- 2 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、発注者及び受注者が協議のうえ、第1条第2号の単価を変更することができるものとする。

(発注者の解除権)

第9条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかでないとき、発注者が認めるとき。
- (2) 受注者からこの契約の解除の申入れがあったとき。
- (3) 受注者がこの契約条項に違反したとき。
- (4) 発注者が行う検査に際し、受注者又はその代理人等が係員の職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正な行為があったとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時物品の納入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与して

いると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

(6) 受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当するとき。

ア 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

ウ 受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、発注者は、履行部分に対して相当と認める金額を支払い、引渡しを受けることがある。その他のものについては、受注者は遅滞なく引き取るものとする。

3 発注者は、第1項の場合のほか、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される契約において苦情の申立てがあり、発注者が必要と認めるときは、この契約の一部又は全部を解除することができる。

（苦情の申立てに係る契約停止）

第10条 特例政令の規定が適用される契約において苦情の申立てがあり、発注者が必要と認めるときは、この契約の一部又は全部を停止することができる。

（違約金及び損害賠償）

第11条 受注者は、次の各号のいずれかに該当し、この契約が解除されたときは、発注者にこの契約期間中の予定発注総数量に単価を乗じて得た金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第5条第2項及び第9条第1項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律

第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 受注者は、第1項の場合において発注者に損害を及ぼしたときは、同項の違約金のほか、その損害を賠償するものとする。

4 第9条第3項の規定による契約の一部又は全部の解除により受注者に損害が生じた場合において、発注者が必要と認めるときは、発注者はその損害を賠償するものとする。

(賠償の予約)

第12条 受注者は、この契約に関して第9条第1項第6号ア、イ、ウのいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約期間中の予定発注総数量に単価を乗じて得た金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第9条第1項第6号ア又はイに該当し、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当するときその他発注者が特に認めるとき。

(2) 第9条第1項第6号ウに該当し、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、契約期間の終了後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者が超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(費用の負担)

第13条 この契約の締結に要する費用及び現品納入に至るまでに必要なすべての費用は受注者の負担とする。

(権利義務の譲渡)

第14条 受注者は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(秘密保持)

第15条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

(再委託等の禁止)

第16条 受注者は、委託業務の処理を自ら行うものとし、第三者に処理を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けた場合は、この限りでない。

(協議)

第17条 この契約について疑義が生じた事項又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者が協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第18条 この契約に関して生じた発注者受注者間の紛争については、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 富山市新総曲輪1番7号  
富山県知事 新田 八朗

受注者

## 内 訳 書

品 名	規 格	単 位	契約単価	備 考
労務費		h		
車検代行料		台		
エンジンオイル	SM	ℓ		注1
エンジンオイル	SN/CF	ℓ		注1
エンジンオイル	SN/GF-5	ℓ		注1
エンジンオイル	CD	ℓ		注1
エンジンオイル	DH-1/CF	ℓ		注1
エンジンオイル	DH-2/CF-4	ℓ		注1
エンジンオイル	CF-4	ℓ		注1
エンジンオイル	CI-4	ℓ		注1
エンジンオイル	CJ-4	ℓ		注1
エンジンオイル	CK-4	ℓ		注1
エンジンオイル	DH-2 DEUTZ用	ℓ		注1
ギヤオイル	GL-3	ℓ		注1
ギヤオイル	GL-4	ℓ		注1
ギヤオイル	GL-5	ℓ		注1
ギヤオイル	純正ハイギヤオイル	ℓ		注1
ギヤオイル	SYGO-80W90	ℓ		注1
ギヤオイル	#90	ℓ		注1
ブレーキオイル	BF-3	ℓ		注1
ブレーキオイル	BF-4	ℓ		注1
ブレーキオイル	純正湿式ブレーキオイル	ℓ		注1
作動油	2号	ℓ		注1
作動油	ATF	ℓ		注1
作動油	S2V	ℓ		注1
作動油	#46	ℓ		注1
作動油	#32	ℓ		注1
作動油	#10	ℓ		注1
作動油	純正スーパーハイドロ46	ℓ		注1
作動油	純正HSTオイル	ℓ		注1
作動油	純正ユニバーサルトルクオイル	ℓ		注1
トルクコンバータ油		ℓ		注1
不凍液	LLC	ℓ		注1
不凍液	LLCオールシーズン	ℓ		注1
不凍液	スーパーLLC	ℓ		注1
不凍液	スーパークーラント46%希釈	ℓ		注1
不凍液	LCC DEUTZ純正	ℓ		注1
グリース	一般用	kg		
シャーシグリース		kg		
ホイールベアリンググリース		kg		
パワーラインオイル	#30	ℓ		注1
アクスルオイル	SAE80W	ℓ		注1
アクスルオイル	純正 ニューアクスルオイル	ℓ		注1

※契約単価には消費税及び地方消費税を含まない。

※部品値引率は %とする。

注1単価には廃油処理費を含む。

# 除雪機械点検整備その3

## 仕様書

令和6年度

富山県

## 除雪機械点検整備その3仕様書

### 第1条（総則）

この仕様書は、富山県が保有する除雪機械の整備に関する単価契約について適用する。受注者は発注者の発注指示により誠実に履行するものとする。

ここに明記されていない事項については、富山県（以下「発注者」という）と物品供給人（以下「受注者」という）が協議のうえ決定するものとする。

### 第2条（契約期間）

契約期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。

### 第3条（整備の範囲）

1 整備とは、定期点検整備・定期整備・故障等による現地修繕及び一般修理（故障再発防止等の改良を含む）とする。

2 受注者は、発注書に基づくもののほか整備対象機械の安全及び機能を維持する上で必要となる整備を行わなければならない。

3 整備対象機械は、原則として「対象機械一覧」（表—1）のとおりとする。

4 緊急を要する場合やその他の理由により、発注者は必要に応じて、前項で指定する整備対象機械以外の機種についても、整備を発注することができるものとする。

5 緊急を要する場合やその他の理由により、発注者は必要に応じて、前項で指定する整備対象機械の整備を受注者以外の整備業者に依頼することができるものとする。

### 第4条（使用部品）

整備作業に使用する部品は新品を使用するものとし、原則として純正部品でなければならない。その他材料及び特殊部品を使用する場合は、J I S規格品又は同等品とする。

なお、特別な事情によりこれによることができない場合は、発注者の承諾を得た上でそれ以外の部品を使用することができる。

### 第5条（使用油脂類）

整備作業に使用する油脂類は基本的に契約書内訳表に記載のものを使用すること。

なお、契約書内訳表に記載の無い製品を使用する必要がある場合は、使用しても構わないものとする。ただし、整備内訳書（仕様書様式—3）の提出時に使用した油脂類の見積書を添付すること。

### 第6条（整備の指示）

1 整備の指示は、発注者が発行する発注書（仕様書様式—1）によるものとする。

2 緊急を要する場合やその他の理由により、発注者または発注者が委託する除雪業者が受注者に口頭にて指示を行った場合は、その指示等に従うものとする。この場合、発注者は速やかに発注書により口頭による指示内容を受注者に通知するものとする。

3 緊急を要する等の理由により発注者が時間外・休日の作業を指示した場合、受注者は、時間外・休日に作業することで生じた費用を計上することができる。

4 発注予定数量（過年度実績に基づき算出したもの）は、発注予定数量表（表－２）のとおりとする。受注者は、担当職員からの指示があった場合は、これにとらわれることなく速やかに整備を行うものとする。

#### 第7条（整備内容の変更）

受注者は、発注者が指示した整備内容を変更する必要がある場合は、適宜発注者と協議するものとする。発注者は、受注者に対し、変更の要否について速やかに指示する。

#### 第8条（整備完了届）

1 受注者は、当該機械の整備完了後、速やかに整備完了届（仕様書様式－２）及び整備内訳書（仕様書様式－３）を発注者に提出するものとする。なお、整備状況写真を添付すること。

2 点検を実施した場合、整備対象機械の不具合箇所の写真、及び修繕内容に関する報告を前項の提出と併せて発注者に対して行うものとする。

3 発注者より整備内訳書に記載の数量、金額に関する資料等の提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

#### 第9条（部品単価）

整備に必要な部品（定価設定されているもの）については、別途通知する部品値引率を適用すること。ただし、特殊な部品（定価設定されていないもの）については、部品値引率を設定せず、納入価格とする。なお、特殊部品を使用する場合は、整備内訳書（仕様書様式－３）の提出時に特殊部品の見積書を添付すること。

#### 第10条（受注者による確認）

発注者は、整備に際し確認を要する場合は、受注者の立会いのうえ整備内容の確認を実施することができる。受注者は、発注者から連絡を受けた場合は、これに協力しなければならない。

#### 第11条（定期点検整備）

1 受注者は、道路運送車両法及び自動車点検基準に基づく定期点検整備を行った場合は、定期点検整備記録簿及び点検済検査標章を発注者に提出するものとする。

2 受注者は、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に基づく自主検査を行った場合は、特定自主検査記録表及び検査標章を発注者に提出するものとする。

## 第12条（継続検査）

受注者は、道路運送車両法に基づく継続検査を受けた場合は、自動車検査証、点検済検査標章及び分解整備記録簿を発注者に提出するものとする。なお、自動車重量税の納付、自動車損害賠償責任保険の加入手続きは原則として受注者が行い、整備内訳書（仕様書様式-3）にその費用を記載するものとする。

## 第13条（発生材の処理）

整備により発生した部品等の発生材は全て受注者の負担で適正に処理するものとする。なお、発注者から別途指示がある場合はこの限りではない。

## 第14条（機械の保管）

受注者は、整備を受注した機械の保管については、発注者に当該機械の納入を行うまでは、整備など作業を行う機械を自らの負担で管理し、その責任を持つものとする。なお、受注者の責任において整備作業を行う機械が損傷した場合は、受注者の責任をもって修復、取替又は再作業をしなければならないものとする。

## 第15条（除雪機械の引渡し、受取り）

受注者は、道路除雪実施部開設前の発注者が指定する期間内、場所にて、発注者が指定する除雪業者及び除雪ボランティア団体へ対象機械を引き渡すものとする。また、道路除雪実施部開設前の発注者が指定する期間内に保管場所にて除雪業者から対象機械を受け取るものとする。

## 第16条（保管場所への出入り）

受注者は、発注者が貸与する鍵で、保管場所の鍵を解錠及び施錠し、出入りするものとする。また、受注者は、貸与（返却）時に借用（返納）書（表-3）を提出するとともに、開錠・施錠簿（表-4）を記録するものとする。

## 第17条（塗装）

整備のうち、塗装については富山県建設機械塗装基準によるものとする。

## 第18条（整備工数等）

1 整備工数は、以下に示す順で採用するものとする。

- (1) 建設機械整備標準作業工数表[除雪機械編]（建設機械整備技術委員会）
- (2) 自動車整備標準作業点数表（日本自動車整備振興会）
- (3) 実績に基づく値（見積）

なお、自社で工数の定めがあり、その工数が上記（1）、（2）に記載の工数に満たない場合は、自社で定めた工数を採用してもよい。

2 現地整備時における出張工数及び自動車などの回送工数の時間は、次式により算出するものとする。

出張工数【片道】(人) = 出張人数(人) × 片道距離(km) ÷ 30

回送工数【片道】(台) = 0.25 + (係数(F) × 片道距離(km) ÷ 30)

※工数は小数点以下第2位を四捨五入し1位止とする。

表1 回送費の算出条件

区分	適用条件	係数(F)
大型特殊自動車	片道 5 km以上	1.5
上記以外のもの	片道 15 km以上	1.0

※片道距離が上記適用条件に満たない場合は、F = 0

なお、上記によらない場合は、発注者の承諾を得て別途計上できるものとする。

#### 第19条 (緊急時の連絡体制)

受注者は、休日及び夜間においても、発注者から指示を受けた場合に速やかに対応可能な体制を確立するものとする。

#### 第20条 (除雪機械台帳の貸与)

整備業務発注時に、発注者は受注者に対して対象機械に関する発注者保有の除雪機械台帳を貸与する。台帳については、業務完了時、稼働及び維持修理に関する経歴を最新のものに更新した上で提出するものとする。

#### 第21条 (その他)

本仕様書に定めない事柄については、別途発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。



## 発注予定数量表

品目	数量	摘要
労務費	590h	
車検代行料	7台	
オイル料	5.4%	労務费率※
部品料	30.4%	労務费率※

※労務費総額に対するオイル、部品の発注予定総額の割合を表す。

令和 年 月 日

高岡土木センター所長 殿

受注者名  
業務責任者 ○○ ○○

### 鍵借用（返納）書

下記の除雪機械保管場所の鍵を借用（返納）します。

#### 記

保管場所名	
保管場所名	
保管場所名	
保管場所名	
借用（返納）年月日	

上記について確認した。

令和 年 月 日

高岡土木センター職員○○ ○○



殿

件名： 除雪機械点検整備その3

高岡土木センター

## 発 注 書

 当初  変更

次の整備作業に着手し、期間内に完了するよう指示します。

整理番号	No. 1 -
履行期限	7月 日 ~ 11月 11日

機 械 名	管理番号	作 業 内 容	緊急 作業	摘 要
除雪トラック	S07-1205	12ヶ月点検の実施		
除雪トラック	S12-1208	車両点検の実施		
除雪トラック	S12-1209	車両点検の実施		
除雪トラック	S17-1206	12ヶ月点検の実施		
除雪トラック	K23-1204	12ヶ月点検の実施		
凍結防止剤散布車	S16-1222	車両点検の実施		
凍結防止剤散布車	K25-1228	車両点検の実施		
凍結防止剤散布車	K27-1216	車両点検の実施		
凍結防止剤散布車	K28-1211	車両点検の実施		
凍結防止剤散布車	K30-1214	車両点検の実施		

※作業内容に記載の事項に疑義が生じた場合、発注者と協議の上整備を実施すること。

殿

受注者名

件名:

### 整備完了届

下記のとおり整備が完了したので報告します。

整理番号 No. —

機械名	機械番号	整備内容	整備金額

上記について検査の結果、整備が完了したことを確認する。

令和 年 月 日

検査職員

